

奈良県緩和ケア研修会実施要領

(趣旨)

第1条 がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知。以下「指針」という。）に基づき県内で開催する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）については、指針の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(開催の協力)

第2条 奈良県立医科大学附属病院は、集合研修主催責任者からの依頼により、緩和ケア研修会の開催に協力するものとする。

(修了確認書の交付)

第3条 県は、緩和ケア研修会修了者から申請書（様式1）が提出された場合は、緩和ケア研修会修了確認書（様式2）を交付するものとする。

(情報提供)

第4条 知事は、指針「6 緩和ケア研修会の修了証書」記載の業務を遂行するに際し知り得た情報を、集合研修主催責任者に提供することができる。

2 集合研修主催責任者は、知事から提供された情報について、緩和ケア研修会の開催及び修了者の確認に関してのみ使用することができる。この場合において、集合研修主催責任者は、情報を適切に管理することを徹底しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年4月13日から施行する。

この要領は、令和3年7月7日から施行する。